

活動組織向け 多面的機能支払に関するQ&A

Q1. 地域の祭りや伝統行事に交付金を使うことはできますか。

A1. 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化のためであれば、使用できます。たとえば、地元以外の親子と地元の老人会、子供会を交えた田植え交流会の開催により、世代間の交流や地域のつながりを深める活動には、使用できます。

Q2. 集会場（公民館）や神社の美化活動（剪定、掃除）に交付金を使うことはできますか。

A2. 農用地、水路、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去する活動には使用できますが、公民館・神社のみの美化活動には使用できません。

Q3. 組織内で実施する活動を、構成団体（女性会、老人会）へ委託することはできますか。

A3. 契約書を作成して頂く必要があります。契約書の作成が難しい場合は、構成団体から作業日報等の資料を後日提出して頂き、かかった費用を支払う方法があります。

Q4. 中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる組織が、農地維持支払交付金に取り組んだ場合、支払関係はどうすればよいか。

A4. 支払は、農地維持支払交付金を優先して支払って頂く。農地維持支払交付金が足りなくなったら、中山間地域等直接支払制度の交付金を充当して下さい。多面的機能支払交付金で支払可能な活動については、多面的機能支払交付金で支払って頂くことになる。

Q5. 財産管理台帳を作成しないとダメですか。

A5. 多面的機能支払交付金実施要領（資源向上支払交付金）によると、対象組織は、本交付金により取得し、又は公用の増加した財産について、様式 1-11 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなくてはなりません。（なお、施設の補修については、財産管理台帳を作成しなくてもよい。）規定されている財産は、①不動産、②1 件の取得価格が 50 万円以上の機器及び器具、③交付規則別表（第五条関係）に掲げるもの（例えば、構造物：農林業用のもの、主としてコンクリート造。舗装道路及び舗装路面：コンクリート敷、アスファルト敷）

Q6. 交付金はいつごろ振り込まれるのでしょうか。

A6. 交付金は、国（50%）、県（25%）、市町村（25%）で構成されています。協議会事務局では、国、県、市町村へ交付金を交付して頂くよう、事務手続きを行っています。各活動組織の採択申請書が出てきませんと手続きできません。お早目に採択申請書を市町村へ提出をお願いします。市町村提出後、事務局では、出来る限り早めに交付金をお渡しできるよう手続きを進めていますが、概ね2ヶ月程度事務手続きに係ることをご了承をお願いします。なお、本年度は、農地維持支払交付金、資源向上交付金（共同活動）、資源向上交付金（長寿命化）を1回で全額交付することを考えております。

Q7. 買っていいもの、ダメなものを教えてほしい。

A7. 協定期間と耐用年数でまず判断してください。協定期間より耐用年数が短ければ買ってよろしいかと思われそうですが、使用頻度がどうなのかということが出てきます。例えば、パソコンの耐用年数は4年ですが、どの程度多面的機能支払制度の事務処理に使用しているかが問われます。活動組織の中でパソコンを持たれている方へ使用料を支払われることをお勧めします。また、草刈り機は、耐用年数が平成20年度までは5年でしたが、平成21年度以降は7年となっていますので、ご注意ください。なお、購入される場合は、リースとの比較も検討しておいてください。

Q8. 農地維持支払の「点検」と資源向上支払の「機能診断」は、どう違うのでしょうか。

A8. 「点検」は、施設の能力を低下させる状況が発生しないように、水路の泥の堆積状況やゴミの投棄状況を確認・記録するなどの活動を行うものであり、「機能診断」は、施設の管理・補修計画を立てるために行う、破損・老朽化の進行度合いの把握・記録などの活動を行うものです。双方に取り組む場合には、「点検」と「機能診断」それぞれの活動の目的をふまえて併せて行うなど、効率的な実施を図って頂きたい。

Q9. 景観形成のための施設への植栽について、プランターによる植栽でもいいのでしょうか。

A9. プランターによる植栽でもよろしいです。但し、植栽の場所については、農用地、水路、ため池、農村公園、親水広場、伝統的農業施設、農産物加工施設等となっております。集会場、公民館への設置は対象外となりますので、ご注意ください。又、遊休農用地等に景観植物等の植栽を行うことができますが、協定農用地内に植栽して下さい。

Q10. 多面的機能支払で鳥獣害防護柵の設置は出来ますか。

A10. 資源向上支払（共同活動）で補修・設置ができます。又、資源向上支払（長寿命化）では、水路・農道等の施設の長寿命化の活動を行った上で、鳥獣害対策施設の補修ができます。

Q11. 遊休農地発生防止のために作付した作物を売った場合、得たお金はどのように処理すればよろしいのでしょうか。

A11. 全額活動組織の会計へ繰り入れ、共同作業の実施（活動）にのみ支出して下さい。

Q12. 農地に行く道が凸凹しているので、補修したいのですが、できるでしょうか。

A12. 多面的機能支払で補修できるのは、農道です。集落道（市道、町道）は、対象外ですので、ご注意ください。

Q13. 日当を支払う場合、班長さんから支払ってもらっていいのでしょうか。

A13. 班長さんから構成員へ支払って頂いていいですが、個々の受け取り印又はサインをもらっておいてください。

Q14. 自治会などの団体の構成員が活動に参加した場合、日当を自治会長等へ一括して支払ってもよいのでしょうか。

A14. 支払の根拠資料として、参加者氏名、活動時間などが整理されていれば、一括して支払って頂いて結構です。

Q15. 協定期間途中で遊休農地が発生した。全額遡及返還となるのか。

A15. 多面的機能支払交付金事業では該当する面積分のみの返還となります。ただし、地主さんが死亡された場合や病気・高齢化により耕作が困難となったことにより発生した場合は、「やむを得ない理由」に該当するので、協定面積から外されても返還は免除されます。

Q16. 対象農用地の地目について、どのように判断すればよいか。

A16. 対象となる農用地は田・畑・草地に区分され、「田」とは、湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地。「草地」とは、牧草専用及び採草放牧地で、「畑」は農用地から田と草地を除いたものをいう。ただし、共同活動の実態や農地・水路等の資源の状況、上下流の土地利用状況等を踏まえ、活動組織で総合的に判断してください。